（個体等の登録の更新）

第十一条の五　法第二十条の二第一項の規定による個体等の登録の更新の申請は、当該更新を受けようとする個体に係る登録の有効期間の満了の日以前六月以内に、法第二十条の二第二項において準用する法第二十条第二項の申請書に、当該個体に係る登録票、当該個体の写真（第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、当該個体の写真及びその個体識別番号を確認することができる写真（当該個体に個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。）及び証明書（第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体の場合に限り、個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書とする。）を添えて、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

2　第十一条第二項から第六項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、同条第四項第一号ニ中「主な特徴」とあるのは「主な特徴及び登録記号番号」と読み替えるものとする。

（広告の表示事項）

第十一条の六　法第二十一条第二項の環境省令で定める事項は、登録記号番号、登録年月日及び登録の有効期間の満了の日（第十一条の三に規定する個体の広告をする場合に限る。）とする。

（登録個体等の譲受け等の届出）

第十二条　法第二十一条第五項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

ヘ　第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、個体識別措置及び個体識別番号

三・四　（略）

2　第十一条第十一項の規定は、前項の規定による届出書の提出について準用する。

（個体識別番号の識別方法）

第十二条の二　法第二十一条第六項の規定により、個体識別措置が講じられた個体を取り扱う者は、当該個体に係る個体識別番号の識別に関し、次に掲げる方法により取り扱わなければならない。

一　当該個体から個体識別措置を取り外さないこと（当該個体が当該個体識別措置を講じられた部位の疾患にかかっている場合又は当該個体識別措置を講じられた部位に外傷がある場合を除く。）。

二　個体識別措置が破損若しくは脱落し、又は前号括弧書に規定する事由がやみ当該個体に個体識別措置を講ずることができることとなったときは、直ちに個体識別措置を講ずること。

（新規）

（広告の表示事項）

第十一条の三　法第二十一条第二項の環境省令で定める事項は、登録記号番号とする。

（登録個体等の譲受け等の届出）

第十二条　法第二十一条第五項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

（新規）

三・四　（略）

2　第十一条第九項の規定は、前項の規定による届出書の提出について準用する。

（新規）